

第4回議員政治倫理条例策定特別委員会小委員会会議録

- 1 開会日時 令和2年3月30日（月）午前10時47分
- 2 閉会日時 令和2年3月30日（月）午後0時8分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
1 番 永徳 省二君 3 番 佐藤 武君 7 番 大口 浩志君
8 番 治徳 義明君 13 番 福木 京子君 15 番 岡崎 達義君
- 5 欠席委員
な し
- 6 事務局職員出席者
議会事務局長 元宗 昭二君 副 参 事 社 清仁君
- 7 協議事項 1) 条例案の検討
2) その他
- 8 議事内容 別紙のとおり

午前10時47分 開会

○小委員長（佐藤 武君） 皆さん、御苦労さまです。

第4回議員政治倫理条例策定特別委員会小委員会を開会します。

本日は、事務局のほうで小委員会の条例案ということで大分まとめをさせていただいております。そういうことで、最終的な部分で詰めていきたいなというふうに思っております。

それから、条例もそうなんですが、別冊として宣誓書であるとか、その他もろもろの必要な書類、就業等報告書、審査請求書等も参考として皆さんのお手元へ届いていると思います。そこら辺も含めて、きょう、10時50分ですけども、とりあえず12時まで精力的にやって、それでその状況を見ながら、午後からするかどうかも含めて皆さんの御意見をお願いしたいと思います。

それで先ほど、皆さん先に言ったほうがいいですかね。

4月14日、もう本当に日にちがないんですけども、全体の委員会、倫理条例の特別委員会ですね。14日ぐらいに全体の委員会を開いて、大まかな条例の内容についてお示しをして、全体の委員さんから御意見をいただけるような形で進めてほしいというようなことも提示されましたので、そこら辺も含めて、本当に日にちがありませんが、きょうとそれからこの最終的な部分も含めて、もう1回ぐらい14日までに開いて、それで14日に全体の委員会にお示しできればなというふうに思っております。

ということで、この件について特に御意見がありますか。

○小委員（大口浩志君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） さっきもちらっとそのことを聞いたので、そんなにどたばたせんでもええと思いますけど。

○小委員長（佐藤 武君） どたばたしなくてもいいという御意見ですが。

○小委員（大口浩志君） というのが、尻を切られとったわけじゃないと思うんです、最初始まったときに、この委員会。

○小委員長（佐藤 武君） 確かにね、御指摘のとおりです。

○小委員（大口浩志君） というのが、せっかくしょんであれば、もちろん100点は取れんにしても、70点を75点にする作業はやっぱりいろんな目線とか時間がかかったり、タイミングが変わればまた気づく目線も変わるでしょうから、14日にあえてどたばた取りまとめを無理やりしたというようなことにはせんでもええんじゃないですかねえ。

○副小委員長（岡崎達義君） よろしいか。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） この早くしてほしいというのは、議長からの要望もありまして、本会議の中で市長がいろいろなパワハラの件についてと、今百条で、対象になってる議員

以外にもパワハラのある場合がありますっていうようなことを一般質問の回答で寄せられたわけです。それについて、議長はそれがあるんだったら一体どういう人たちがそういうことをやったのか、具体的な事例は何なのかっていうことを執行部のほうへ問題提起したわけです。そしたら、執行部から返ってきてるわけです、いろいろ。それもあって、条例をすっつつくった上で、それにこれは適用できませんけど、とにかく少しはこういう条例にひっかかるようなことを今後はしなくなるんじゃないかっていうことで、なるべく早くつくってほしいっていう要望がある。

それで、この条例施行以降にそういうパワハラとかいろいろなハラスメントがあった場合は、この条例で対処できるということもありまして、議長が急いでほしいというのがある。これは、議運の委員長からも言われてるわけです。だから、百条云々かんぬん、あるいはその今まであったいろいろなハラスメントに対してこれが適用できるかっていったら、遡及はききませんから適用はできませんけど、今後ともそういうことがないように少しの歯どめにはなるんじゃないかっていうことで急いでほしいっていう話なんです。だから、できれば。

それと、もう1つは、これを一応案をつくる、そして皆さんに見ていただく、また返ってきて検討しなければならない、それで検討した上で今度は執行部のほうの専門の場所へ渡して、またそこでも見てもらわなければならない。それで、見てもらったやつは、上がってきたやつをまた我々が確認しなければならない。それで皆さんに周知していくっていうことになるんで、わりに時間がかかるんで。

○小委員（治徳義明君） 済みません。要は6月議会で策定するスケジュールということですよ。ただ、先般のパワハラに対する決議の中で、僕も当初は9月、12月で策定という予定だったんですけども、総意で早くしてくださいというふうな、行本議員さん以外は皆さんそういう御意見だったので、それはもう仕方がない、急ぐのは仕方がないかなとは僕も思います。

○小委員（永徳省二君） いいですか。

○小委員長（佐藤 武君） 永徳委員。

○小委員（永徳省二君） どっちかという、大口さんの意見に近い、慌てて何で14日っていう意見なんですけど、先ほど岡崎委員が遡及してできませんという話をされましたね。もしそうだと仮定すると、今回つくってるやつは、はっきり言って北川議員には適用されないっていうような意味合いになると思うんですけども、そうだと仮定すると、もう今ほかに始まることも含めて遡及で全部できないようになる可能性が高いので、私はあえて遡及もできるようにした上でじっくりとすべきやっというふうに思います。

○副小委員長（岡崎達義君） よろしいか。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） これは憲法に規定されてることで、一つの行為が行われて、その行為を罰するための法律っていうのを、その後でつくられた法律っていうのは全く効果がな

いんですよ。訴追できないです。これは憲法上の規定にもありますので、それは無理なんですけど、ただ私が先ほども言いましたように、とにかくこれをつくることによっていろいろなハラスメント、今赤磐市はハラスメントがものすごい多いんですよ。事例が上がってきてるんですけど、とんでもないものもあるわけですよ。そういうのを少しでもとどめて、議会の議員とそれから執行部の職員の皆さんとが本当に仕事ができると、そういう形に持っていくためには必要なんじゃないかということで、先ほどの治徳委員からもありましたように、議決の件もありますから、なるべく早くつくって、4月14日っていうあれはもうないんですけど、6月の議会の当初ぐらいには提示したいなというようなもんはあります。余り遅くなってくると、今度は選挙のほうにも差しさわりますので、なるべく早くやりたいという形ですね。

○小委員長（佐藤 武君） 永徳委員。

○小委員（永徳省二君） もしもそうだと仮定すると、倫理条例じゃなくて倫理規程で全部できる話であって、倫理規程でやればいい話かなと。これはこれで、今もお話したように、じっくりと腰を据えて、当初の予定では9月とか12月って言ってたんでいいと思うんですけども、私は。

○小委員長（佐藤 武君） いろんな意見は出るのは想定内なんですけれども、要するに今本当にいろんなパワハラの実例が浮かび上がってきました。それで、1人の議員じゃなくていろんな議員が、現実御自身で認識してない議員もおられると思います。そうした中で、やっぱりタイミングというのは何事にも重要な部分があって、この今皆さんが問題意識を持ってるその中で、やっぱり倫理条例というものをつくり上げましょうと。熱いうちに打てじゃないけども、やっぱり今を逃したら、今、岡崎委員が言ったように選挙があります。選挙があつて、ほんなら改選後の新しい議員さんでやればええじゃないかといったら、もうこれは消えます。ひよろひよろっと消えます。だから、委員さんは本当に忙しいし大変なんだけど、この機を逃したらやっぱりこの条例はなかなか前に進まないと思いますね。

だから、いろんな中身で練って練っていくのは、本当に当然のことなんだけど、やはりクリアしながらまず皆さんの意見を一旦拾い上げないと、倫理条例の小委員会で作ったんじやから、わしは知らんでと言われてもいけんのんで、とりあえず皆さんにフィードバックして、返して、皆さんの意見を言ってくださいと。ほんで、それで吸い上げて、それをもとにもちろん再度協議して、専門家、法制の担当職員にも聞く、弁護士にも事によっては確認しながら進めて、それでやっぱり進めていかないと、期日が6月ということでいろいろ言われてるんですけども、きょう私も余り早くするのはどうかなという思いも若干あるんですけども、やっぱりそれはタイミングというものを大事にしたいなと思いますので、とりあえず皆さん大変だと思いますがやっていただけませんか。

○小委員（福木京子君） いいですか。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○小委員（福木京子君） 委員長、私もその意見は賛成です。やっぱり時期というんか、そういうやるべき時期というのがあるんじゃないかなと。それから、ある程度ほとんど出てきてるんで、やっぱりその疑問点のところを集中して決めて、それは6月の初めに議長としてはやりたいというように言われとるんですけど、4月、5月もここ2カ月またあるしね。やっぱりそういうタイミングというのはあると思いますので、進めていただくといいなと思います。

○小委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。

○小委員（治徳義明君） いや、僕もね。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 要は、いろいろ議論は必要なんですけども、やっぱり私ら専門家ではないので、しっかり現状をまた深掘りする議論というのがなかなか難しいとは現実的には思うんです。もちろんある程度のところで進めていかな、ましてその条例ができたから、パワハラとかいうのは議員の質の問題なので、条例ができたからなくなりますみたいな話ではないので、それよりも市民の皆さんに条例をつくったんですとかそういうことをきちっとアピールしていくことが重要なんかなと。僕も当初は9月、12月、当初の打ち合わせでは、9月は絶対もう無理ですから12月議会に提出しましょうみたいなことでスタートしたと思うんですけども、現実的にやってみて、これ以上の議論はなかなか難しいんじゃないかなとは思っているので、ある程度でスタートすべきだろうと思うんですけど。

○副小委員長（岡崎達義君） 出させてもらって中身を早くしましょうや。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員、永徳委員、御協力お願いします。

○小委員（大口浩志君） 別に僕もこの任期でつくるないうて言ようるわけじゃないんです。

○小委員長（佐藤 武君） うんうん、わかるわかる、慎重な。

○小委員（大口浩志君） さっきそのようなことを言われたけど、つくるないうて言ようるわけじゃないけど、今は、人間だからしょうがないんですけど、感情が前へ出過ぎとるのは否めないところがあるので、いい意味で冷静になる時期という意味で拙速は。それと、皆さんは思い出されると思いますけど、熊本のほうの市議会議員さんだったと思います。市議会としてはこう、県から名誉回復の指令が出た、後追い報道は余りなかったですけどね。今はもう感情論として切れというような世論になりがちだとは思いますが、現実的なその法律の部分我々だからこそ冷静に、市民の感情を無視するというじゃないですよ。我々だからこそこういうルールがいろいろあるんですというのをお示しするのも議員の仕事なんじゃないかなあ。だから、結果的に6月に間に合うたんなら間に合うたでいいですけど、6月ありきで目をつぶって走れ走れというのは反対です。

○小委員長（佐藤 武君） 冷静に議論しましょう。

○小委員（大口浩志君） それと、私は6月議会ができるんかなと思う。

○小委員長（佐藤 武君） まあそれは。

○小委員（大口浩志君） この流れを行くと、今の東京のような空気に岡山県もなっとんじゃねえんかなと。

○副小委員長（岡崎達義君） それは執行部も含めての話ですから、議員としては。

○小委員長（佐藤 武君） 行きますか。

○副小委員長（岡崎達義君） とりあえず行きましょう。

○小委員長（佐藤 武君） それで、新しく事務局のほうから配っていただきましたが、最初から行きましようか、これね。

○副小委員長（岡崎達義君） 私はずっと読んできてちょっと気になったところがあるんで、よろしいですかね。小委員長。

○小委員長（佐藤 武君） じゃあ、最初から、岡崎委員、はい。

○副小委員長（岡崎達義君） これは政治倫理基準の第4条ですね。

○小委員（福木京子君） 第4条、何ページですか。

○副小委員長（岡崎達義君） 第4条の。

○小委員（永徳省二君） 何ページか。

○小委員長（佐藤 武君） ページ数はないのか。

○副小委員長（岡崎達義君） ないんです。

○小委員（福木京子君） あるが、下に。

○副小委員長（岡崎達義君） この新しいやつはないけど古いやつはある。

○小委員長（佐藤 武君） 大体これと一緒にだから、両方見ながら行ったら。

○議会事務局長（元宗昭二君） 第4条は3ページです。第4条であれば3ページです。

○小委員（福木京子君） 第4条の3ページ。

○副小委員長（岡崎達義君） 第4条の3ページ。

○小委員長（佐藤 武君） 政治倫理基準。

○副小委員長（岡崎達義君） 4ページの。

○小委員長（佐藤 武君） 3ページ。

○副小委員長（岡崎達義君） 4ページの第8項のところで、「飲食物の供与等を社会通念上の供与等で」を、「で」を入れといたほうがいいんじゃないかなと思うんですよ。

○小委員長（佐藤 武君） 「供与等で」。

○副小委員長（岡崎達義君） うん。「供与等で社会通念上疑念」、供与全てが入るわけじゃないから、供与等の中でという意味で。

それから、第6項なんかでも、これはちょっと注が要るんじゃないかなと、「嫌がらせ、強制、圧力、差別的言動」、どういふものをこれは指すんかと、具体例。

○小委員長（佐藤 武君） どこを言われてるんですか。

○副小委員長（岡崎達義君） 第6項の具体例。

○小委員長（佐藤 武君） 嫌がらせ。はいはい。

○副小委員長（岡崎達義君） こういうのをちょっとここは注が要るんじゃないかなど。

それから、第9項も少し注が要るんじゃないかなど。「支弁された物品の使用」というのはどういうものを指すのか。

○小委員長（佐藤 武君） そうですね。この物品の使用。

○副小委員長（岡崎達義君） それから、次の就業等の報告義務。

○小委員（福木京子君） 何ページか。

○副小委員長（岡崎達義君） 5ページです。

○小委員長（佐藤 武君） 5ページ。

○副小委員長（岡崎達義君） これも、ここの本文に第1条の「清算人に就いてる場合は、速やかに議長に報告するものとする。」というその前の「これらに準ずべき者」、この「準ずべき者」というのはどういう者を指すのか。4行目、「監査役若しくはこれらに準ずべき者」、これは具体的にはどういう者を指すのか。支配人や清算人はわかりますよね。

○小委員長（佐藤 武君） これは解説に入れるという形ですね。

○副小委員長（岡崎達義君） そうですね。ここらあたりはちょっと解説しとかなないと。それで、この準ずべき者は、給与の支給を受けてるかどうかも考えないとだめだし、給与の支給を受けてなくてただ名前だけっていうこともあり得るし。

それから、その次の第1項なんですけど、この収益事業を営む法人は、これは市に住所を有することが必要なかどうか。

○小委員（福木京子君） 市内に何。

○小委員長（佐藤 武君） 住所を有することが必要か。じゃなくて、この資本金を出資している団体の中には含まれないかな。

○小委員（治徳義明君） 要は、準ずるのが理事者とかそういうのも含むかどうかということですか。

○副小委員長（岡崎達義君） そうそう。

○小委員（大口浩志君） 一番はこれはオーナーのことを書いとんじゃねん、この「準ずべき」のほとんど本文は。

○副小委員長（岡崎達義君） じゃから、「又は、自ら事業を営んでいる場合」っていうのはオーナーですわな。事業主っていうことでしょう。それで、「又は、次の各項に該当する法人その他の団体の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役」、ここまではわかりますよね。それで、「若しくはこれらに準ずべき者」というのはどこまで入るのかっていうのが。

○小委員（治徳義明君） 済みません。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 要は、こういうケースのときに、一般論の話ですよ、要は一企業が

顧問とか。

○副小委員長（岡崎達義君）　そういうのまで入るのか。

○小委員（治徳義明君）　いえ、そういうので議員を囲い込むケースがあるんで。

○副小委員長（岡崎達義君）　うん、そうそうそう、だから、その場合。

○小委員（治徳義明君）　そういうのも入れるんかどうかというのは。

○副小委員長（岡崎達義君）　はいはい、そうです。

○小委員（治徳義明君）　特別顧問とか何かそういうことでしょうか。国会なんかはそんな人が多いじゃないですか。

○副小委員長（岡崎達義君）　委員長。

○小委員長（佐藤 武君）　岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君）　だから、治徳委員が言われたように、そういうところまで入るのか、そしてそういう人たちの給与支給をされている人まで含むのか、給与支給をされていない人はどうなのか、ここらあたりもちょっと解説で入れといたほうがいいんじゃないかなという話があるんです。

それから、次に行ってよろしいか。

○小委員長（佐藤 武君）　はい。

○副小委員長（岡崎達義君）　それから、審査会の設置なんですけど。

○小委員（福木京子君）　何ページですか。

○副小委員長（岡崎達義君）　7ページ。

○小委員（福木京子君）　7ページ。

○副小委員長（岡崎達義君）　この第10条なんですけど、これは「原則として、議長は議運の報告を尊重することとする。」というのを、これも注かなんかで入れといたほうがいいんじゃないかなと。

○小委員長（佐藤 武君）　この中には入ってないけれどもなんですね。

○副小委員長（岡崎達義君）　はい。

○小委員長（佐藤 武君）　はい。

○副小委員長（岡崎達義君）　例えば、議運から報告を受けた、議長は、いや、それはちょっと困るんですけどってということで、議長とその議運から受けた報告とがそごが生じた場合、どちらを尊重するかっていうことになってくるので。

それから先の第2項ですね。第2項の「議長が議員の中から公正を期して選任する」となってますけど、その議員の中から公正を期してというのは、その当該議員と密接な関係のある議員は除くことをうたってないと。そういうことでしょうか。

○小委員（治徳義明君）　できんけえ、それ。

○小委員（大口浩志君）　はい。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） 内容を言っているんですか、岡崎委員。

○小委員長（佐藤 武君） もうそれぞれ。

○小委員（大口浩志君） もう全体、全部を聞いてから。

○小委員長（佐藤 武君） 全体を聞いてからでもいいです。ほんでも忘れるから言ってもいいですよ。

○小委員（大口浩志君） はい、はい。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） 一応さっきのそごが生じた場合、だけど議長権限が出るからいろんなところにうとうであるので、最終的には議長、それに今ごろのことじゃったら、議運では丸になったのに議長がペケにしたというのはすぐ表に出るから、それとさっきの親しい議員、何をもって親しいと言うんやこうはどえれえ難しい気がするんじゃけどなあ、なかなか。

○小委員（治徳義明君） そこまでしたら、例えばですよ、ここからは仮の話ですよ、岡崎委員が何かあってされたときに、みんな親しかった。

○小委員長（佐藤 武君） はい、どうぞどうぞ。

○小委員（治徳義明君） 委員会ができんじゃないですか。

○小委員長（佐藤 武君） 余り細かく決めるのも難しいですね、岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） わかりました。引っ込めます。

その前のは、やっぱり議長の議運の報告を尊重するのは、これは注でちょっと入れといたほうが。

○小委員（大口浩志君） 私はこれでええと思うけどなあ。議運が丸にしたやつを議長がペケにするという根性はなかなか難しいと思う。

○小委員（治徳義明君） そう、そのためにするんじゃけど。

○小委員長（佐藤 武君） 議運に委ねるといふかね。

○小委員（大口浩志君） もちろんその議長しか知り得ないいろんな事情がもしかしたらあって、要するに相手もあることでしょうから、相手が公にすることを望んでいない。

○副小委員長（岡崎達義君） わかりました。

○小委員（大口浩志君） というような場面もあろうから。

○副小委員長（岡崎達義君） 撤回します。

○小委員長（佐藤 武君） これは検討ですね。

○小委員（治徳義明君） こっちも変わってる。変わりますよねえ。議長の判断がなくなってますからね。前、まず議長が適当と認めたみたいな分があったけど何か変わるとるような気がする。

○副小委員長（岡崎達義君） ほかの。

○小委員（治徳義明君） 審査の結果、適当と認めたらもうそのまま設置するということにな
つとるから問題ないです。

○小委員（大口浩志君） いやいや、今、治徳委員が言ようられることと、岡崎委員が言よう
られることはずれとる。ここでまずは適当と認めるのは議長でしょう。議運が適当と認めて
も、議長が蹴ったときはどうするんならというのが岡崎委員の話じゃと思う。だから、今論点
がずれとる。

○小委員（治徳義明君） いやいや、審査結果が適当なんじゃろう。

○小委員長（佐藤 武君） そうじゃ、議運の判断を尊重するという事だから。

○小委員（治徳義明君） 議運の判断が適当と認めたときはするという話じゃないんか。そう
読めました。

○小委員（大口浩志君） 私は、これは岡崎委員が言われたように、第10条の第1項は議長が
蹴れるというふうに読める。

○小委員（治徳義明君） 適当じゃないと。

○小委員（大口浩志君） じゃから、議運が丸じゃとしても議長でペケと蹴られるというこ
と。

○副小委員長（岡崎達義君） この条例をそのまま読むとね。

○小委員（大口浩志君） 読むだけで言えばね。審査請求を適当と認めるのは議長です、「議
長は」と来とるから。

○小委員（治徳義明君） 取りゃあええが、「議長は、結果」、結果を受けてするという選択
肢しかねえわけじゃろ、それでよろしいでしょう。選択肢をなくすりゃあええ。

○副小委員長（岡崎達義君） だから。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） これを素直に読むと、「議長は、前条に規定する審査の結
果」、第9条ですかね。第9条の審査の結果、審査請求を適当と認めたときは、これを審査す
るためでしょう。だから、審査請求を適当と認めなかったら設置しなくていいというふうにも
読めるわけです。

○小委員（治徳義明君） そういわれれば、読める。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、そこらあたりの曖昧さをどうしますかっていうのが先
ほどの疑問なんです。だから、この場合、注で、「議長は議運の報告を尊重しなければならない」か何かの規則か何かで入れとけば、ここはこのままで生きてくるわけです。それを言うて
るわけです。

○小委員（大口浩志君） でも、そもそも論として、発議があつたらすぐ今できるじゃないで
すか。それを防ぐためにワンクッション、議運というのを入れるという考え方からすると、そ
こへもう1つ議長判断でというのがあっても別に流れとしてはおかしくないと思うんです。

○小委員長（佐藤 武君） 二重の。

○小委員（大口浩志君） 今は手を挙げたらすぐすこんとできるのを、とりあえずワンクッションいつも置いとんじゃから置きましょうという前提で議運となつとんじゃから、そこへ議長の判断も一個クッションとして入るように言ようても、別にそれはそれで流れるにはおかしくないというふうに私は判断します。今は、福木委員も言ようられたけど、発議があつたらすぐばんとできて、おっとどっこいどうしましょうと。

○小委員（福木京子君） 大変なことになる。

○小委員長（佐藤 武君） 大変なことに。

○小委員（治徳義明君） 済みません。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 条例なんで、いろんなことを想定せにゃいけないので、常識的な議長のケースばっかしでないんです。

○小委員（大口浩志君） そうそう、だから。

○副小委員長（岡崎達義君） よろしいか。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） 例えば、議長を選任するときに、私らの議会でいうと8対8、あるいは今だったら9対9になってしまいますよね。それで、そういう場合は議長を選任できないじゃないですか。どっちかが議長になると8対9になってしまつたら。その場合に、何かあつたときに、その議長が、いや、そんな議運の言つたことはどうしようもないけど、私はそれに賛成できませんと言うた場合に問題が起こってくるんじゃないかなと。だから、議長は議運で決められたことは一応尊重すべきでありますよっていうのをどこかに入れといたほうがいいんじゃないかなと思ったわけです。

○小委員（治徳義明君） 要はその。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 近隣の市町村の例で言えば、要は同数になって、議長を押しつけ合つて、その結果なつて、派生でそういうことがあつたときに、議運にしとつたほうがええんかな、そのような気がしますね。

○副小委員長（岡崎達義君） よろしいか。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） 要するに、議運は多数で構成されてるわけですよ。議長は1人の判断だと。ただ、多数で構成されたほうの判断を尊重すべきではないですかっていうのが私の疑問なんです。

○小委員（治徳義明君） たとえ議長でもとめることはできないから。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

- 小委員（大口浩志君）　そもそも議運とは何ぞやというやつです。議長の諮問機関ですか。
- 副小委員長（岡崎達義君）　それはわかっています。
- 小委員（大口浩志君）　今のもんばあ行き過ぎると、議運が議長を超える、解釈的に。
- 小委員長（佐藤　武君）　そうですね。
- 副小委員長（岡崎達義君）　ちょっと保留しときます。
- 小委員長（佐藤　武君）　入れてもいいかなと思うけど、議長に選任された以上は、やっぱり判断をどちらにするかは最終的な権限があるんだけど、それで納得いかない人はやっぱり議長がおかしいんだということになるんで、入れなくてもいいような気もするけど、最近の可否同数の部分が他の地自治体でも見られるんで、入れとけばそれにこしたことはないかなというふうには思いますね。
- 副小委員長（岡崎達義君）　じゃあ、ちょっと保留にしときましょう。
- 小委員長（佐藤　武君）　保留にしましょう。
- 副小委員長（岡崎達義君）　それから、第12条、ページ数は10ページなんですけど、第12条の第3項、この名誉回復を図るときにどのような手段で名誉回復を図るのか、これはちょっと限界があるんじゃないかなと思うんですよ。ただ、もうこのままでほっておくかどうか、何らかの注を入れておくかどうか、そこらあたりなんですけど、名誉回復、必要な措置を講ずるよう議長に求めるものとするといったら、細かいんだけどほっとけばいいかね。
- 小委員（大口浩志君）　現実的にはできんほうがおかしいわな。
- 副小委員長（岡崎達義君）　ほんなら、ほっときましょう。
- 小委員長（佐藤　武君）　はい。
- 副小委員長（岡崎達義君）　次の守秘義務なんですけど、これは一応原則公開っていうことになってるでしょう。
- 小委員長（佐藤　武君）　守秘義務、はい。
- 副小委員長（岡崎達義君）　原則公開となってるのである以上は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないという情報はこれは有名無実になるんで、秘密会とした場合のみとなるということは、どこかに入れといたほうがいいんじゃないかなと思いますけどね。
- 小委員（大口浩志君）　よろしいか。
- 小委員長（佐藤　武君）　大口委員。
- 小委員（大口浩志君）　わかるんです。前回もその話は出たと思います。だけど、委員会を開いた、頭の中で整理整頓がみんなができとりゃいいですよ。秘密会で出た話と公開のときに出了話、私だったらごっちゃになる気がします。
- 副小委員長（岡崎達義君）　ただね。
- 小委員長（佐藤　武君）　岡崎委員。
- 副小委員長（岡崎達義君）　ただね、そういう一言入れとくことによって、あっ、自分はこ

れ以上しゃべったらだめだなという自制がきくんじゃないかなと。

○小委員（大口浩志君） それは目の前のことを見ると余り感じない。

○副小委員長（岡崎達義君） いや、それはしゃべる人は仕方がない、それは人の口に戸は立てられないから。それは仕方がないとしても、どこかに何か入れておいたほうがいいんじゃないかな。ただ、第13条は今の状態では有名無実ですよ。

○小委員（治徳義明君） 済みません。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 実際に本当にこれを運用したときに、やっぱり秘密会にせにゃいけんケースというのが出てくるんだろと思うんです。

○小委員長（佐藤 武君） 出てくるでしょう。

○小委員（治徳義明君） 出てくるケースがあるんで、やっぱりその辺の秘密会のことはもうしゃべらない、そこまででええんじゃないかねえかなと思うんですけど。

○副小委員長（岡崎達義君） どこかに注を入れといたほうがええよ。

○小委員（治徳義明君） ねえ、と思いますけど。そうせんと、何じゃかんじゃと言うてごたごたごたいじくられるだけですよ、この問題を。

○小委員長（佐藤 武君） 一応入れとく。

○副小委員長（岡崎達義君） それから、次の第14条なんですけど。

○小委員長（佐藤 武君） はい。

○副小委員長（岡崎達義君） 第14条第2項、「速やかに審査結果を通知し、その概要を公表しなければならない」となってるけど、何によって公表するか、これは通知したということの公表かどうか、それとも全ての内容の公表か、そのあたりも何か説明が必要なんじゃないかなと。説明だけですよ、これは。情報を変えろという話じゃないですよ。

そういうことと、それから最後に、最後のページ、速やかに公表しなければならない、それから次に第15条の第2項に、「速やかに公表しなければならない」という場合の「公表しなければならない」が、第14条第2項の「公表」とここの条文との「公表」の差と思ったんですけど、これはちょっとややこしいな。

○小委員長（佐藤 武君） 審査結果、審査結果の公表。

○副小委員長（岡崎達義君） ちょっと注を入れといたほうがいいかなという。注ですね。

それから、もう1つは、議長職務の代行の前に、第15条の後に、木更津市の市議会の条例には「刑確定後の措置と市との請負契約等に関する遵守事項」についての記載があるんですけど、これは入れたほうがいいんでしょうか、入れないほうがいいんでしょうかという話なんです。

○小委員（大口浩志君） よろしいか。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） さっきの、今のと絡むんですけど、前段として、法人とかの役員の場合は報告せなあかんという項があったじゃないですか。あれは、第1項と第2項を見るにつけ、指名願を出しとる会社と全然関係のない一民間企業を全部というようにとれるんです、あの表現は。今の岡崎副小委員長の言われたやつとセットでよりすっきりさせといたほうがいいと思いますけど。

○副小委員長（岡崎達義君） 第7条ですね。

○小委員長（佐藤 武君） 第7条ね。

○副小委員長（岡崎達義君） ただ木更津には、「市との請負契約等に関する遵守事項」というのが入ってるんです。だから、先ほど大口委員が言うたような。

○小委員（治徳義明君） 済みません。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 第7条なんですけど、要は報告するだけ、なったらいけんのもあるわけでしょう、議員が。なったらだめな、代表になったらだめなその辺がちょっと。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、そこは、地方自治法には入ってるような、あれになる。

○小委員長（佐藤 武君） 兼業禁止。

○副小委員長（岡崎達義君） 兼業禁止。規定に触れるところはだめなんですよ。だけど、それは地方自治法上であるから、その地方自治法上の規定を除いた部分を条例化していくっていうのが必要なんじゃないかなと。それで、先ほどの刑確定後の措置なんかでも、禁錮以上の刑が確定するといろいろ問題がありますよね。国会議員だったら国会が開かれてる間は特権があるから逮捕されないけど、地方議員はそういうのがないから、いろいろ刑法上の問題もあるんでしょうけど、そこらあたりはどういうふうに規定するかなっていうのは。

○小委員長（佐藤 武君） ただ、刑確定後となると、まず起訴か不起訴かで争われますよね。ほんで、起訴されない限りは刑が確定することはないじゃないですか、ねえ。だから、物すごく長期間裁判もかかると。

○副小委員長（岡崎達義君） 不安定な状態になるわけですね。

○小委員長（佐藤 武君） うん、だから、そこまで刑確定後の分で盛り込んだら、それこそ除名とかそういう部分まで言及せんといけんような気がするんですが、除名まではここには盛り込まないほうがいいかなと思うんですけど。

○副小委員長（岡崎達義君） はい、よろしいですか。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） 刑確定っていう場合も、刑法犯とかそれから軽い罰金刑みたいな刑もありますよね。そこらあたりも、この条例で云々という話じゃないかもしれないけど、

木更津には入ってるから、少し触れといたほうがいいのかなあとは思ってますけどね。

○小委員長（佐藤 武君） そうですね。

○副小委員長（岡崎達義） ちょっと難しいですよ、ここは。

○小委員長（佐藤 武君） 入れることにはやぶさかではないんですが、ほんならいざ運用するときどこまで法的に対応していくかというかなりハードな部分があるかなと。

○副小委員長（岡崎達義君） それから、もう1つよろしいか、追加で。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） 先ほど事務局長とも話をしてたんですけど、市民の役割っていうのも入れといたほうがいいのかもしいかなあ。

○議会事務局長（元宗昭二君） いいですか。

○小委員長（佐藤 武君） 局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） そもそも論で、先ほど9月議会とか12月議会を目指すのであれば、パブリックコメントも可能かなと事務局では思ってたんです。

○小委員長（佐藤 武君） そうです。

○議会事務局長（元宗昭二君） ところが、それが6月ありきでという話じゃないんですけど、6月を目指すのであれば、パブコメはまず期間的に不可能だと思います。となりますと、恐らく焦点になるのは、じゃあ市民からの請求ってできないのっていうのは恐らくほかの議員さんも思っておられる方もいらっしゃるんじゃないかなという気がしまして、それだったらもうはなから入れといて、使う使わないは別として、先ほど大口委員さんも言われたように、100点に近いところを求めるのであれば、あってもいいのかなと。それから、最近の例したら、大体は市民の請求っていうのは入ってきているというのが多いというのを事務局としたら思ってます。

以上です。

○小委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。実際問題百条設置も要望というか、要望でしたっけ、出てきましたし、それが有権者の何分の1とかという条件をクリアしてるわけではないんですけど、これについても市民の役割ということになれば、有権者の何分の1とかという部分も加えないといけませんよね。

○副小委員長（岡崎達義君） 入れときますか。

○小委員長（佐藤 武君） 入れときますか。木更津の分でいきますか、もう。

○副小委員長（岡崎達義君） 第9条第2項です、木更津の、木更津ですよ。第2項から、第2項、第3項、第4項。審査の請求のところですね。

○小委員長（佐藤 武君） 審査の請求。

○副小委員長（岡崎達義君） 第8条ですね、この、こっちの条例案では。

○小委員長（佐藤 武君） 木更津の人口、議員数は24人で人口が書いてなかったかな。

- 副小委員長（岡崎達義君） 大分おるでしょうね。
- 小委員長（佐藤 武君） 24だから。
- 副小委員長（岡崎達義君） あれは千葉県。
- 小委員長（佐藤 武君） ですね。千葉です。だから、有権者の、木更津は有権者でしたっけ。だから、同じ比率じゃあちよっとあれですかね。
- 小委員（大口浩志君） こうなったら、市民の定義をどうするかというのは。
- 小委員長（佐藤 武君） そうですね。
- 副小委員長（岡崎達義君） だから、市民は、要するにここの2項に、木更津の第9条第2項に書いてあるんですけど、「選挙権を有する者、選挙人名簿の登録の行われた日において選挙人名簿に登録されている者」、こういう規程を括弧内に入れてますよね。
- 小委員長（佐藤 武君） はいはい。100分の1以上。
- 副小委員長（岡崎達義君） だから、うちだったら3万3,350人ぐらい。
- 小委員長（佐藤 武君） 2万5,000ぐらいですかね。
- 副小委員長（岡崎達義君） いや、3万。
- 小委員長（佐藤 武君） 3万六、七千。
- 副小委員長（岡崎達義君） そんなにおる、4万5,000で。
- 小委員（治徳義明君） というか、逆に子供がおらんけえ。
- 小委員長（佐藤 武君） 4万としても400人。100分の1ぐらいですかね、やっぱりね。
- 副小委員長（岡崎達義君） 木更津のこの条例そのものを入れときますか。
- 小委員長（佐藤 武君） そうしますか、ちなみに。
- 副小委員長（岡崎達義君） あとそれで。
- 小委員長（佐藤 武君） また検討で。
- 副小委員長（岡崎達義君） また検討で、とりあえず入れてみて。
- 小委員（大口浩志君） それと。
- 小委員長（佐藤 武君） はい。
- 小委員（大口浩志君） 今のを入れると、仮に100分の1だったら400でしょう。400は1人で集めようと思うたら可能です。時期を作為的に使おうと思えば使える。
- 小委員長（佐藤 武君） 時期。
- 小委員（大口浩志君） 選挙前。
- 小委員長（佐藤 武君） そういう事案が選挙前に出てくればねということでしょう。
- 小委員（大口浩志君） それは、変な表現じゃけどつくれるか。
- 小委員長（佐藤 武君） つくれる。
- 小委員（大口浩志君） だから、審査をさせえだから、こんなうわさを聞いたんじゃないけど。
- 小委員長（佐藤 武君） 証拠をそろえてだから、確たる事実かどうかのその書類を。

○小委員（大口浩志君） それは、極端な話、よくあるここから下が映りようのあれと一緒に、私は見たんじゃ、聞いたんじゃと。

○小委員長（佐藤 武君） いや、見た、聞いたじゃだめ。それは、これからいけばいい、条例からいけば。確たる事実です。

○小委員（大口浩志君） だから、確たる事実を何をもってするかというのが大切です。

○小委員長（佐藤 武君） そうそう。

○小委員（大口浩志君） 誰がそれを決めるんなら。

○小委員長（佐藤 武君） いや、それはもう議運が。

○小委員（大口浩志君） それは議運か。

○小委員長（佐藤 武君） 議運じゃ、議長が受けて議運に委ねて、議運が判断して、最終的に議長が。

○小委員（大口浩志君） ウイングを広げれば広げるほど定義を一つ一つきっちりいかなあかんから。

○小委員長（佐藤 武君） でも、うがった見方をすれば、その提出者も4名だから、その4人が4人ともそういう確証もないのにほんなら出すかというたら、議員の資質としてほんならその4人の責任が問われるということもあるんで。

○小委員（大口浩志君） 4人は市民か。

○小委員長（佐藤 武君） 4人、代表者と3人の賛同者で4人でしょう、提出は。

○小委員（大口浩志君） 市民が4人なのか。

○小委員長（佐藤 武君） 議員が4人。

○小委員（大口浩志君） 今は市民の話じゃろう。

○小委員長（佐藤 武君） 市民から。

○小委員（大口浩志君） 市民からの話じゃろう。

○小委員長（佐藤 武君） 市民から。

○小委員（大口浩志君） でも、逆に、そこが私らでのレベルでは調べ尽くせないなので、お願いします。

○副小委員長（岡崎達義君） いや、ただ。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） 余りむやみやたらとそういうことをやると、今度は名誉毀損になるから、それこそ大変なことになって、市民の方もきちっと。

○小委員（大口浩志君） じゃから、さっきのほんならやっぱり保留にしときますかって言うて、その名誉回復のところとも絡むんじゃ。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、きちっと、聞いた見ただけではなくて、見たんだったら見たできちっとしたビデオを提出するとか、聞いたんだったら録音を提出するとか、それか

らそういう形で証拠になるものを提出した上で、議長に判断をお任せするということになるわな。議長がこれはちょっとおかしいんじゃないかということになったら、また却下して、こうこういう理由で受け付けられませんという形になると思うんです。だから、そこは、木更津もまんざらそんな尻抜けみたいな感じの条文はつくってない。やっぱり恐らくあっちやこっちのきちとした法の専門家に尋ねながらやってるはずだから。だけど、今事務局長が言われたように、パブコメを求めないんだったら、こういうものを入れとく必要はあるでしょうねと。それだけ入れとけば議員としての自覚も出てくるんじゃないかなあとは思うね。きちとした行動をとらなければならない。

○小委員（治徳義明君） これが最近の条例の流れということか。

○議会事務局長（元宗昭二君） 多いですね。市民からの請求、あるいは先ほどパブリックコメント、そういったところは流れとして。

○小委員（大口浩志君） よろしいか。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） 流れという意味では、何年か前にはやった議会基本条例、当時のマスコミも含めていろんなところですごく単語が飛び交ったけど、結局あれも変な表現ですけどブーム。というのが、見直しをしようとするような議会がどれぐらいあるんじゃないだろうか、時代に即してね。別にこれをするなど言うて否定しようるわけじゃないですよ。だからこそ、一番最初のところに戻る、より冷たく冷静につくつとく。

○小委員長（佐藤 武君） 慎重な議論が求められる。

○小委員（治徳義明君） 済みません。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） これをつくった場合、最初にカットした市民の責務みたいなのは、そのままでいいですか。

○副小委員長（岡崎達義君） それはもうセットじゃろう、セット。

○小委員（治徳義明君） セットになりますよね。そういうことですよ。

○小委員長（佐藤 武君） それはね。

○小委員（治徳義明君） それで規制をかけとかにゃいけんということでしょう、責務の中で規制。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員ね、確かに前文でも目的でも盛り込みましたよ、それは。市民の揺るぎない信頼があって、だからそれは市民は蚊帳の外じゃいけんあという。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、今の条例を入れるんだったら、市民の責務をきちっと入れとかないとおかしいですね。

○小委員長（佐藤 武君） 責務と役割ですね。ちょっと追加がふえましたね。

○副小委員長（岡崎達義君） これですつとつくっていただいて、大変ですけどつくっていた

だいて、もう一度調整しますか。

○小委員長（佐藤 武君） そうですね、はい。

○小委員（治徳義明君） 済みません。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） ちょっとこだわるんですけど、就業規則があるじゃないですか。

○小委員長（佐藤 武君） はいはい。

○小委員（治徳義明君） それに、今充て職の社協の理事じゃとか、どっちでもええんですけど、問われたときにきちっと説明できるだけの理論武装をしとかないと、恐らく突っ込んでこられて、ほんなら商工会の理事さんはええんかみたいな話に、何々はええんか、シルバーの何とかはええんかみたいなことになってくるんで、外すのは外しても構わないんですけど、きちっと説明できるだけにしとかんといけんのかなとは思んですけど。

○小委員長（佐藤 武君） 私は、本来議員はそういう充て職というか、それを外れるべきだという思いは持つとるんですけど、じゃあ一斉に外れましょう、やめましょうという話にはなかなか持っていきにくいんで、そこら辺をどうするかですね。

○小委員（治徳義明君） 何年か前にJAの理事のあれをやったときに、結局そういう課題も出たけど、やっぱり棚上げになってしもうて、今小委員長が言われたとおりでと思います。拙速にするせんというのはなかなか難しい、今まで長いことやってるんで。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○小委員（福木京子君） それでも、今その分が話に出とんじやったら、やっぱりそれも、いや、その分もこの倫理審査委員会として議長に意見をきちっと言うべきじゃないかなと。新しい議員になったときにいろいろ決めるでしょう。だから、その前の段階で、そういうところにはもう議員が入らないようなほうがいいんだったら、やっぱり意見として議長に出しといて、それから市にもそのことを言うとかにやいけんし。だから、次回に決めるときにそれが生かされんと。

○小委員長（佐藤 武君） そうですね。

○小委員（福木京子君） せっかく議論してこれを決めていきよんじやから、どうかなと。やっぱり整合性がないといけんし、そういうふうにするたんじやったらば、それを実行していかんやいけんし、どうかなと思んですけど。

○小委員長（佐藤 武君） それは、当然その執行部のほうの御意見も聞きながら、それで支障がないというのはそう思うとんですけど、そこらも含めて、それで議長から申し入れをしてもらうという形ですよ。

○小委員（大口浩志君） よろしいか。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） いわゆるここの5ページにうとうである就業等の報告義務は、議員

本人だけという概念ですよ、多分、この文面を読むと。そこへ1親等、2親等、例えば実質は自分じゃけど、子供もしくは兄弟、嫁、旦那、いろんなやり方があるじゃないですか。これをいくんであれば、というふうなことも思うんですけど。

○小委員（治徳義明君） 済みません。それとですね。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） ほんまにきちっとした線引きをしてもろうとかんと、要はほんなら町内会長はええんかみたいなの、町内会長は報酬をもらよんじゃねえんかみたいなの、現実的に議員さんの中に町内会長や副会長をされてる方もいらっしゃるので、それと要は悪いとは思わんけど、どこかできちっとした線引きをして、問われたときに、これがおえんのに、何でほんならおめえ町内会長をしょうるじゃねえか、おめえお金をもらつとんじゃねえんかみたいな話になったときに、きちっとした線引きはしとったほうがええんかなとは思うんですけど。

○副小委員長（岡崎達義君） そのお金なあ。

○小委員（治徳義明君） ええ、難しいなあ。

○副小委員長（岡崎達義君） なかなか難しいなあ。

○小委員長（佐藤 武君） 行政事務委託料でねえ、それはいいんでね。それはいいって。

○小委員（大口浩志君） だけど、ありがちな話じゃわ。

○小委員（治徳義明君） じゃから、そう思いますよ。それは出てくると思いますよ。そんな自分の都合の悪いことになったら。

○副小委員長（岡崎達義君） しょっぱなの26人のときも区長がおったからな。その人もうやめた。

○小委員長（佐藤 武君） それは全国区の議会で町内会長を兼務しとるのはもうごろごろおるからね、それは。

○小委員（治徳義明君） だから悪いとは思わんけど、きちっとしてこうですという。

○小委員（大口浩志君） 自治体の規模にもよるわ。

○副小委員長（岡崎達義君） 規定をね。

○小委員（大口浩志君） だから、市長がうちらだったら町内会長、区長は皆わかるぐれえの規模じゃが。例えば岡山市になったら連長で2じゃろう、旧瀬戸町で。区長であっても関係ねえみたいになつとるし。

○小委員（治徳義明君） じゃから、岡山市やこうは、皆会長をせんでもやっぱり偉いから顧問とかになつとるじゃないですか。自分の連合町内会の顧問をさせてもらってますみたいなことを、お金が発生しとるんかどうかは知りませんが、そんなこともええんかみたいな話に言われる可能性があるかなあとは思います。

○小委員長（佐藤 武君） なかなか難しい部分だと思います。

はい。

○副小委員長（岡崎達義君） これは、木更津の第18条なんだけど、入れるかどうかっていうのを取ってしまったけど。

○小委員長（佐藤 武君） 第18条は何でしたっけ。

○副小委員長（岡崎達義君） 議員の配偶者、2親等以内若しくは同居の親族又は議員が役員をしている法人等若しくは議員が実質的に経営に携わる法人等は、市が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び物品納入契約の締結を行わないよう努めるものとする。これは努力義務だと。こういうのを入れとくべきかなあと。

○小委員長（佐藤 武君） 確かに入れればはっきりしますね。

○小委員（福木京子君） それははっきりしとるからなあ。

○小委員長（佐藤 武君） 入れたほうがいいのか、ひよっとしたら。

○副小委員長（岡崎達義君） とりあえず入れて、もう一度検討してみますか。

○小委員長（佐藤 武君） 入れてもらっていいですか。

○副小委員長（岡崎達義君） もう一度検討してみましよう、入れて。

○小委員長（佐藤 武君） はい。そうしますと。

○小委員（福木京子君） そうせにや間に合わんわ。

○小委員長（佐藤 武君） それじゃあ、木更津の第18条を入れることでお願いします。

○小委員（治徳義明君） 済みません。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） しつこいんですけど、就業の線引きだけはきちっと検討、どこで線引きするのは構わないんですけど、構わないんですけど、する場合は理論武装が要るんじゃないと思う。この場合はいいんです、これでこういう。

○副小委員長（岡崎達義君） それは先ほどの何条。

○小委員（福木京子君） 第7条。そこの報告義務。

○小委員（治徳義明君） 岡崎委員が指摘しようたやつですよ、それは。準ずるべき者を。

○副小委員長（岡崎達義君） そうやな。

○小委員（治徳義明君） これがもう曖昧だから。

○小委員（大口浩志君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） さっき福木委員がおっしゃられたように、この素案は素案、そしてその中に申し入れというか、さっきの治徳委員も言ようられる、任期が選挙が終わった後に充て職をざあっと押し込むじゃないですか。あの中に載っとるやつについて好ましくないものがあるんじゃないかねえかと、検討を要すというてこれとセットで、佐藤小委員長から出すんか治徳委員長から出すんかわからんですけど、議長のほうへ「検討を要す」というのを一緒におつけしとったらええんじゃないんですか。

- 小委員（治徳義明君）　そういうふうにしとったらええわな。
- 小委員（大口浩志君）　だから、中身は中身、だけどその中で派生事項としてこんな話にもなりましたと、今までも出ては消え出ては消えだったのどと。
- 小委員（治徳義明君）　そうしとったらまあ説明がつくな。
- 小委員（大口浩志君）　そしたら、逆にそれをしとったら後でぶつぶつ言われることもないし、そのときにきっちりこういうふうなさび分けをしましたと言うたら。
- 小委員長（佐藤　武君）　いつかはしないといけないでしょうね。
- 小委員（大口浩志君）　さっきの町内会長の件も含めて。たしか岡山市やこうは議員を通して要望せえということじゃろう。岡山市たしかそうなん。
- 小委員長（佐藤　武君）　どこを通してということは、明確には言ってないと思いますよ。地元のその。
- 小委員（大口浩志君）　うちらは区長を通せ。
- 小委員（福木京子君）　こっちのほうは区長、町内会長さんを。
- 小委員（大口浩志君）　だから、そういうシステムになつとるから、兼務はおかしいんじゃないかみたい議論にもなるわけよ。議員が言ようるがないうて。
- 小委員（福木京子君）　まあ両方で出しゃあええな。
- 小委員（治徳義明君）　大きな市やこうは皆それは顧問になつとるわ、地元の顧問。それは都合がええんでしょう、そのほうが。
- 副小委員長（岡崎達義君）　報告しとる。第8条。
- 小委員長（佐藤　武君）　6ページ。
- 副小委員長（岡崎達義君）　社さんのほうからこれは必要ないんじゃないかっていう話が赤線引いとるでしよう。
- 小委員長（佐藤　武君）　6ページですね。審査の請求、第8条、「その代表者」の後、赤字で入ってます。これは要らないんじゃないかと。
- 議会事務局長（元宗昭二君）　ただ、これは市民からの請求がない場合を想定して。
- 小委員（福木京子君）　ここは入れとかにゃ。
- 議会事務局長（元宗昭二君）　「市民からの請求」を入れるのであれば、これは残しとかないと。委員からのとそれから市民からのさび分けのために注釈とかあれしてるので、読みかえ事項として。
- 小委員長（佐藤　武君）　審査の請求で議員と市民を分けるということですね。
- 議会事務局長（元宗昭二君）　はい。
- 副小委員長（岡崎達義君）　一応それでもう1度検討してみましようや。
- 小委員長（佐藤　武君）　はい。
- 小委員（福木京子君）　いいですか、聞いても。

- 小委員長（佐藤 武君） 福木委員。
- 小委員（福木京子君） 市民が審査請求をしたその事例みたいなのは、この岡山県にあるんじゃないろうか、どんなんだろう、全国的に。どんなもんだろうね。そこまで市民が意識が高くて、それを使ってやっとなるところがあるやろうかな。
- 副小委員長（岡崎達義君） 責任を持たんといけんしね、やるには。
- 小委員（福木京子君） それは相当それにかかりきりにならにゃいけん。
- 小委員（治徳義明君） 400人が実質署名するというたら、相当ハードルが高いですよ。簡単なもんじゃないわ。ちょっとしたぐらいのことじゃ無理じゃわ。
- 小委員（福木京子君） でも、よっぽどのことがあるところもあるからね。
- 小委員（大口浩志君） そうなったら、一つ一つ有権者名簿から落としていくんじゃないなあ、その作業はだれがするんか。
- 小委員（福木京子君） それはその人たち。
- 小委員（大口浩志君） その人たちに有権者名簿やこうは手に入らんわ。
- 小委員（福木京子君） いや、それは選管に。
- 小委員長（佐藤 武君） いやいや、選管で見れるよ。
- 小委員（大口浩志君） 閲覧じゃ。
- 小委員（福木京子君） 閲覧はな。
- 小委員長（佐藤 武君） 選挙人名簿、もちろん閲覧で、手書きじゃったらできる、コピーはだめじゃけど。
- 小委員（大口浩志君） この人は間違いのないってチェックしていくんやろう。
- 議会事務局長（元宗昭二君） それは選管がやります、最終的には。この文面をみると。
- 小委員（大口浩志君） こういうことに対して選管のそういう機能を使えるんか。
- 議会事務局長（元宗昭二君） それにできるように今、これで条例上はしてるでしょう、この後ろを見れば。
- 小委員（治徳義明君） それが正しいかどうかというのは選管がチェックしてくれるのか。
- 小委員（大口浩志君） もし入れた場合はな。
- 小委員（治徳義明君） 出たり入ったりじゃから。
- 小委員（大口浩志君） 有権者というて400人例えば集まって、ほんまにこの人が有権者かどうかというチェックを選管がしてくれるような段取りになつてるのか。
- 小委員（福木京子君） それはそうじゃ、これが結局。
- 議会事務局長（元宗昭二君） これは、木更津さんのを見たら、依頼することになってます。
- 小委員長（佐藤 武君） それはそうじゃ。それは、有権者名簿は選管の管理だから、そこをお願いするしかない。

- 小委員（治徳義明君） 筆跡もチェックしとんですか。筆跡も一人一人違うじゃろう。
- 議会事務局長（元宗昭二君） してますね。
- 小委員（福木京子君） 判こは厳しいじゃろ。
- 副小委員長（岡崎達義君） 署名だけじゃだめなの。
- 小委員長（佐藤 武君） うん。
- 小委員（大口浩志君） 家族で判こが一緒というのはどうなんですか。
- 副小委員長（岡崎達義君） それは別にせにゃあおえなあなあ。
- 小委員（大口浩志君） これ終わったら行こうか。これ。
- 副小委員長（岡崎達義君） 責任を持たんといけん、署名したことに。
- 小委員長（佐藤 武君） ちょっと横にずれとるんでもとに戻しますが、今、岡崎委員がいろいろ本当に全部目を通して御意見をいただいたんですが、ちょっと私も気になる部分がある。流しで行きますね。

まず、細かいなという部分もあるかもしれませんが、とりあえず、1ページですね。前文の部分で、4行か、「初めて実現できるものである」と。それでここは申しわけない、「議員として」というのは改行してほしいんです。改行してほしいなど。議員としてと。前文の4行目の「初めて実現できるものである。議員として」という「議員として」を改行をお願いしたいなど。というのが、これだったら起承転結でいけるかなというふうに思ったんで。

それで次に、第2条議員の責務で第2項、「解明することとする」とあるんですが、これは「解明をする」じゃいけんのですかね。この件でいけば、解明をする、することとする、一緒といやあ一緒か。

- 副小委員長（岡崎達義君） 一緒です。
- 小委員長（佐藤 武君） ええですか。解明をすることとする。
- 副小委員長（岡崎達義君） このほうが文書的にはやわらかくなる。
- 小委員長（佐藤 武君） いいですか。ほんなら、いいです。「することとする。」。

それでじゃあ次に、これが、4ページの(10)、「市税等の完納又は健全な計画に基づく」とあるんだけど、この「健全」は最後に持っていったほうが僕はいいのかなと。というのが、「市税等の完納又は計画に基づく分納と、その納付を誠実、健全に行うこと」。要するに、計画というのは分割納付という計画で、健全なというのは、いわゆる納付を健全にやってくださいというほうがいいのかなと思うんですが。

- 小委員（大口浩志君） これってむちゃな計画じゃねえという部分とその。
- 小委員長（佐藤 武君） うん、そうそう、そういう。
- 小委員（大口浩志君） 計画を出したがなというんじゃないくて、現実的な計画というふうに私は読んだからこれでええんじゃと思う。
- 小委員長（佐藤 武君） 分割の健全な計画。

○小委員（大口浩志君） その後に「誠実に行う」と書いてあるから、要するに帳面消しのよ
うな計画を出すなど、誠実に払えということじゃと思うんです。私はこれで。

○小委員長（佐藤 武君） 健全な計画ね。

○小委員（大口浩志君） うん、健全な計画と、そういうふうに現実的な計画というふうに私
は思いました。

○小委員長（佐藤 武君） そうですか。はい、ほんならそれで。

それで、5ページですね、第6条、2行目ですね。「対応等を記録した文書を作成するよう
市長等に求めるものとする。」とあるんですが、作成してその文書を報告というのがないん
で、議長に。

○副小委員長（岡崎達義君） それはあったんじゃないですか。

○小委員長（佐藤 武君） これはないよ。「議長は要請をして、市長に文書を作成するよう
市長に求める」、作成するのを求めたけど、その文書を報告というのがないんですよ。

○小委員（大口浩志君） 市長の責務のところになかったかな。

○小委員長（佐藤 武君） 市長の責務。

○小委員（大口浩志君） 市長の責務に報告せえいうてあったが。

○小委員長（佐藤 武君） 市長の責務。

○小委員（大口浩志君） 疑わしいやつがあったが。

○小委員（福木京子君） ああ報告はあったなあ。

○小委員長（佐藤 武君） 議長に対し報告。ほんなら、ここは。

○副小委員長（岡崎達義君） これとセットになっとる。

○小委員長（佐藤 武君） セットになっとんか。ほんなら、これは要らんということ、これ
は。

○小委員（大口浩志君） いや、要らんことはない。

○副小委員長（岡崎達義君） 対応記録表を作成してくださいと、その上で。

○小委員長（佐藤 武君） 要請に対する記録。

○副小委員長（岡崎達義君） その上で市長は報告しなければならない。

○小委員長（佐藤 武君） ほんなら。

○副小委員長（岡崎達義君） これは、議員が政治倫理基準に違反していると認識した場合はじ
ゃけどね。

○小委員長（佐藤 武君） これは対応記録でしょう、その第6条はね。だから、そういうこ
とを一々報告することはないという意味で報告までは書いてないのかな。

○小委員（大口浩志君） じゃから、第3条で責務があるがなあ。

○副小委員長（岡崎達義君） 何かあったときにはね。

○小委員（大口浩志君） あったときには出せるような準備をしといてねという意味じゃと思

う。

○小委員長（佐藤 武君） ほんならそうしようか。ほんなら取り消します。

○副小委員長（岡崎達義君） 次は。

○小委員長（佐藤 武君） 次はさっきの審査の請求。さっきのその代表者で赤線を書く、ある話で、この2行目の「倫理基準に違反していると疑うに足る」というその、1行目も「議員が倫理基準に違反してる疑いがあると認めるときは」、丁寧な繰り返しなんだけど、そこは要るんかな、「倫理基準に違反している」。

○副小委員長（岡崎達義君） これは「証する資料」にかかるから必要なんじゃないかな。

○小委員長（佐藤 武君） 要りますか。認めるときは、「倫理基準に違反している疑いがあると認めるときは、疑うに足る事実を証する資料を添えて」で十分いけるような気がするんだけど、重ねて「倫理基準に違反している」というのが必要ですかね。

○副小委員長（岡崎達義君） 必要だと思うな、この場合は。

○小委員長（佐藤 武君） 必要ですか。

○副小委員長（岡崎達義君） はい。その「倫理基準に違反していると疑うに足る事実を証する資料」だから。変な資料を持ってくるなよということです。

○小委員長（佐藤 武君） 丁寧に言うところからええんだけど、ほんなら入れときましようか。

○副小委員長（岡崎達義君） わけのわからん資料を出すなということ。

○小委員長（佐藤 武君） じゃあそれで、第9条の「審査等の適否」というのがあるんだけど、これは「審査請求の適否」でいいんじゃないかな。「審査等の適否」じゃなしに、「審査請求の適否」で、いわゆる議長が審査請求があったときはという。

○副小委員長（岡崎達義君） 6ページ。

○小委員長（佐藤 武君） 6ページ、第9条、「審査等の適否」となっとんだけど、これは「審査請求の適否」がええのかなと。要するに、その第9条。

○小委員（大口浩志君） 審査請求の適否というたら、書類がきっちりそろうとるかいうのが審査請求の適否じゃろう。審査の適否というのは、中身というふうにとっとるんじゃろう。書類がそろってねえのが審査請求の適否。

○小委員（福木京子君） それでじゃな。

○小委員長（佐藤 武君） でも、この第9条の第1項は、「当該審査請求の適否について議会運営委員会に諮るものとする」となっとるんよ。

○小委員（大口浩志君） 請求の適否のところからこれは中身になっとるんだと思いますけどね。

○小委員長（佐藤 武君） これは、ほんなら中身で入れるんだけど、「審査等の適否」でええの、これは、ええの。

- 副小委員長（岡崎達義君） 従うと、そうなる。
- 小委員（福木京子君） うん、じゃろうな。
- 小委員（大口浩志君） 審査請求の適否というたら、書類がそろうとそろうとらんで決めるの。
- 小委員長（佐藤 武君） いや、じゃあねえでしょう。その十分な証拠と証拠に足りるものがある、それを審査請求するんじゃないの。
- 小委員（福木京子君） ここへ、審査等じゃから、審査請求だけじゃなくて、2番もある、1、2、3じゃから。
- 副小委員長（岡崎達義君） だから、全てを含む審査の適否っていうことだから。
- 小委員（福木京子君） だから、その対象となった議員、議員がなあ。
- 副小委員長（岡崎達義君） これで、このほうがええんじゃないかな。
- 小委員長（佐藤 武君） ええかな。
- 小委員（福木京子君） 特に3番、3番から。
- 副小委員長（岡崎達義君） ほかの市は審査の適否、条例はないなあ。
- 小委員長（佐藤 武君） 条例、審査の適否。ええか、ほんなら、「審査等の適否」、はい、はい、こだわったんじゃないけど。
- 小委員（福木京子君） 何か上を、ごめんごめん。その上を見たときに、審査請求、何かその3ページ、それは関係ない。
- 副小委員長（岡崎達義君） 背景は知らなかったんか。
- 小委員（福木京子君） 本当、そしたら他は。
- 副小委員長（岡崎達義君） 審査全てに、じゃから審査の請求の内容あるいは書類の不備、いろいろなことを全て含めて「審査の適否」というふうに記載してると。
- 小委員長（佐藤 武君） はい、ほんなら。
- 小委員（大口浩志君） これは後で考えていただいてもよろしいですか。
- 小委員長（佐藤 武君） はいはい、いいです。
- 小委員（大口浩志君） 3ページの3番、4番、5番ぐらいに絡むと思うんですけど、市または市が資本金その他云々かんぬんで書いてあるじゃないですか。それで、4番に市の職員等、何かを書き込むか、解説として三セクもしくは一組の職員に対するものもうとうといたほうがええんじゃないんですかね。
- 副小委員長（岡崎達義君） 解説のところに入れとけばええが。
- 小委員長（佐藤 武君） 解説じゃろうなあ。
- 小委員（大口浩志君） 特に、市の職員等に非常勤とか臨時だけのようなイメージで解説は書いてあるので。
- 小委員長（佐藤 武君） いや、これはもう市の職員がどういう職員があるか、この間会計

年度任用職員というのが出てきて。

○小委員（大口浩志君） いや、だから、市の直接雇用の職員のようなイメージになるから、さっきも言うた一組とかの職員とか、第三セクの職員やこうが外れるようなイメージになりませんか、これは。

○小委員長（佐藤 武君） 一部事務組合の職員は絡んでくるの。

○小委員（福木京子君） えっ、こんなに費用がかかるとるの。

○小委員（治徳義明君） ここはどんなですかね。

○事務局長（元宗昭二君） これは微妙ですけど、でも多分直接的なあれじゃなくても入る可能性はありますよ。

○小委員（大口浩志君） じゃから、大体赤磐市じゃったら副管理者が多いんじゃないと思うけど、市長がね。

○小委員長（佐藤 武君） 市長で。

○小委員（大口浩志君） うん。

○小委員長（佐藤 武君） 職員も結構行っとるけど、あれはどういう立場なんかが僕はわからんのじゃけど。

○副小委員長（岡崎達義君） 要は、広くとっていたほうがいいわな。

○議会事務局長（元宗昭二君） とれると思います。

○小委員（大口浩志君） 組合議会があるときやこうは特に。

○副小委員長（岡崎達義君） ここらあたり、大口委員、ちょっとまとめてきて。

○小委員長（佐藤 武君） 組合議会というのは、あれは外れたらやっぱり成立しないな。

○小委員（大口浩志君） 注で、注で。

○議会事務局長（元宗昭二君） そうですね。はい。

○副小委員長（岡崎達義君） それで、次に行きましょうや、もう12時を回ったし。

○小委員長（佐藤 武君） はい、ほんなら。

○小委員（福木京子君） 今のところがようわからんのじゃ。

○小委員（大口浩志君） だから、わかりやすく言えば、組合で運営しとられるところに対してこいつを採用せえとか、それがこの文言だけじゃつたらずれるような気がしませんか。そういう意味です。わかりますか。

○小委員長（佐藤 武君） ほんなら、もうよろしいですか。

何かいろいろ検討事項がふえたんですが。

○小委員（福木京子君） ふえた。やっぱり時間かかるんかな。

○小委員（大口浩志君） だからやっぱり見て細けえことがやっぱり目線が変わったり、時期が変わると出てくるから、さっきの今市民からのをどうするかというて、1項をいらう、ただ単に足しゃあええという話じゃのうて、中の概念をちょっとまた角度を変えにやいけんことも

出てくるし、難しいですね。

○副小委員長（岡崎達義君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） 皆さん、もう1度案を出していただくんで、直したところだけもう1度確認しながらやってみてください。そしたら、また次のときに確認、修正すべきところが出てくるかもしれませんから、しっかり読んでいってください。

○小委員長（佐藤 武君） 条文以外の宣誓書とかいろんなやつも見といてください。

○副小委員長（岡崎達義君） 宣誓書もきちっと見といてください。

○小委員長（佐藤 武君） ほかに意見がありますか。

○小委員（大口浩志君） ちなみに、まず原点として、宣誓書でとるじゃないですか。

○小委員長（佐藤 武君） はい。

○小委員（大口浩志君） 書かんと言うたら。

○小委員長（佐藤 武君） それは書くようになっとんじゃろう、条例が。

○副小委員長（岡崎達義君） そこで書かん言うたら議員をやめてもらわにゃいけん。

○小委員長（佐藤 武君） それはだから、このために条例をつくる、30日だったっけ、40、何日以内かな。

○副小委員長（岡崎達義君） それは書かんという人がおるということは、この人は書いてませんということ公表せにゃいけん。じゃから、書かんということ、そういうことを平気でするというじゃから、確信犯ですよ。

○小委員（大口浩志君） いや、逆に、そんなことを書くようにはなってません、当たり前ですというふうに言われたら。

○副小委員長（岡崎達義君） それはへ理屈っていうもんじゃ。

○小委員長（佐藤 武君） いいですか。

それで、具体的にさっき14日という話もさせていただいたんですが、その前に1回やっとかんといけんですね。

○議会事務局長（元宗昭二君） はい。それで、14日に出す原案をつくってもらわにゃあかんと思うんです。

○小委員長（佐藤 武君） それは厳しいね。

○議会事務局長（元宗昭二君） 14日は条例だけでいいと思うんです。

○小委員長（佐藤 武君） そうですね。

○議会事務局長（元宗昭二君） あとはもう少し規則云々については、この小委員会で練らせてくれえぐらいでいけると思うけど。

○小委員（大口浩志君） 疑問点を解説書みたいなんで、盛り込んでいくような。

○議会事務局長（元宗昭二君） うん、そうそう。

- 小委員（大口浩志君） そしたら、治徳さんに向けて想定問答をやる。今度。
- 議会事務局長（元宗昭二君） それも必要かもね。
- 小委員（治徳義明君） それか、文書で下さいいうて言うのも。
- 小委員長（佐藤 武君） まあまあそれも。
- 小委員（治徳義明君） 全体的には、それはすぐ見たってこれはね。何ぼ頭のええ人が多いというたってすぐにはわからんと思うよ。これだけの話じゃ。
- 小委員長（佐藤 武君） 出りゃあへん。出りゃあへん。
- 小委員（福木京子君） そりゃわからん。1人、2人出るかもしれんじやろ。
- 小委員長（佐藤 武君） 1人、2人は出るけど。
- 小委員（大口浩志君） そしたら、5分もありゃ済むな。これを読んで出して5分じやろう。
- 小委員（治徳義明君） 済むけど、それで後からぶつぶつ言われるから。
- 小委員長（佐藤 武君） そうそう、ガス抜きにね。
- 小委員（治徳義明君） 文書でくださいとかというふうにしとかんと、勝手に決めたみたいな話をされてしまうから。
- 副小委員長（岡崎達義君） 4月6日は昼からはどんな、これ。
- 小委員長（佐藤 武君） 第2回広報委員会。
- 副小委員長（岡崎達義君） 広報があつて。
- 小委員（永徳省二君） 6日は広報です。
- 副小委員長（岡崎達義君） どんな。
- 小委員（永徳省二君） 午前は広報でしょう。
- 小委員長（佐藤 武君） 原稿が大分できてくるのかな、2回、第2回の。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 6日の午後。
- 議会事務局副参事（社 清仁君） 6日の午後は、読み合わせですね。
- 小委員長（佐藤 武君） 読み合わせが結構あるんだね。
- 議会事務局長（元宗昭二君） でも、2時間で終わるんじゃないんか。いつも。
- 議会事務局副参事（社 清仁君） そうですね、大体午前中。
- 副小委員長（岡崎達義君） 大体終わつとるもんね。
- 議会事務局副参事（社 清仁君） そうですね。
- 副小委員長（岡崎達義君） ちょっと伸びてもね。
- 小委員長（佐藤 武君） ごめんなさい。6日の13時で皆さんよろしいか。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 13時半ぐらいにしていざいただいたら、広報との絡みもあつて。
- 小委員長（佐藤 武君） 13時半で、それじゃあ。
- 議会事務局長（元宗昭二君） いいですか。

○小委員（治徳義明君） 延長しても文句は言わないということで、それでいいんじゃないですか。13時半に始まらんかって、ここは待ちますので。

○小委員（福木京子君） 13時半ですね。

○小委員長（佐藤 武君） はい、6日月曜日13時半から予定をお願いします。
よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） それでは、これで第4回の小委員会を閉会します。
大変ありがとうございました。

午後0時8分 閉会